

「倉敷市障がい者基本計画（素案）」の パブリックコメント集約結果

「倉敷市障がい者基本計画（素案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数

0人 0件

2 意見を募集した案件

意見募集時の公開資料については、次ページ以降をご覧ください。

3 今後の予定

平成31年3月中の計画決定及び公表に向けて策定を進めてまいります。

4 参考

意見募集期間 平成30年12月11日（火）～平成31年1月10日（木）

(担当課)

倉敷市 保健福祉局 社会福祉部 障がい福祉課

倉敷市障がい者基本計画 素案

平成 30 年 11 月
倉 敷 市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の性格と位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の理念と目標.....	3
5 計画の基本的視点.....	3
6 計画の施策体系.....	6
第2章 倉敷市の現状	7
1 障がいのある人を取り巻く状況.....	7
第3章 施策の現状と課題及び今後の取組	22
1 生活環境.....	22
2 情報アクセシビリティ.....	27
3 安全・安心.....	30
4 差別の解消及び権利擁護の推進.....	34
5 生活支援.....	39
6 保健・医療.....	45
7 雇用・就業，経済的自立の支援等.....	50
8 教育，文化芸術活動・スポーツ等.....	55



計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいの重度化と障がいのある人の家族及び介護者の高齢化が進む中で、福祉ニーズは複雑・多様化しています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

国においては、障害者自立支援法を改正し、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が施行されました。平成30年4月には、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の拡充等を内容とする改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法が施行され、生活と就労の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化に対応できる体制づくりが求められています。平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」の批准や、平成28年4月には障がいの有無によって分け隔てられることなく、共生する社会の実現に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）及び「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。さらには、平成30年5月には、2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図るため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が公布されています。

倉敷市（以下「本市」という。）では、平成26年3月に「倉敷市障がい者基本計画」を策定し、障がい者施策を推進しています。この度計画の期間が平成30年度をもって終了することから、本市の障がい者施策を計画的に推進するため、計画の見直しを行います。

計画の見直しにあたっては、国際社会や国・県の動向、今年度実施したアンケート調査・ヒアリング調査等の結果や、現在の事業の課題を踏まえ、施策の充実を図ります。

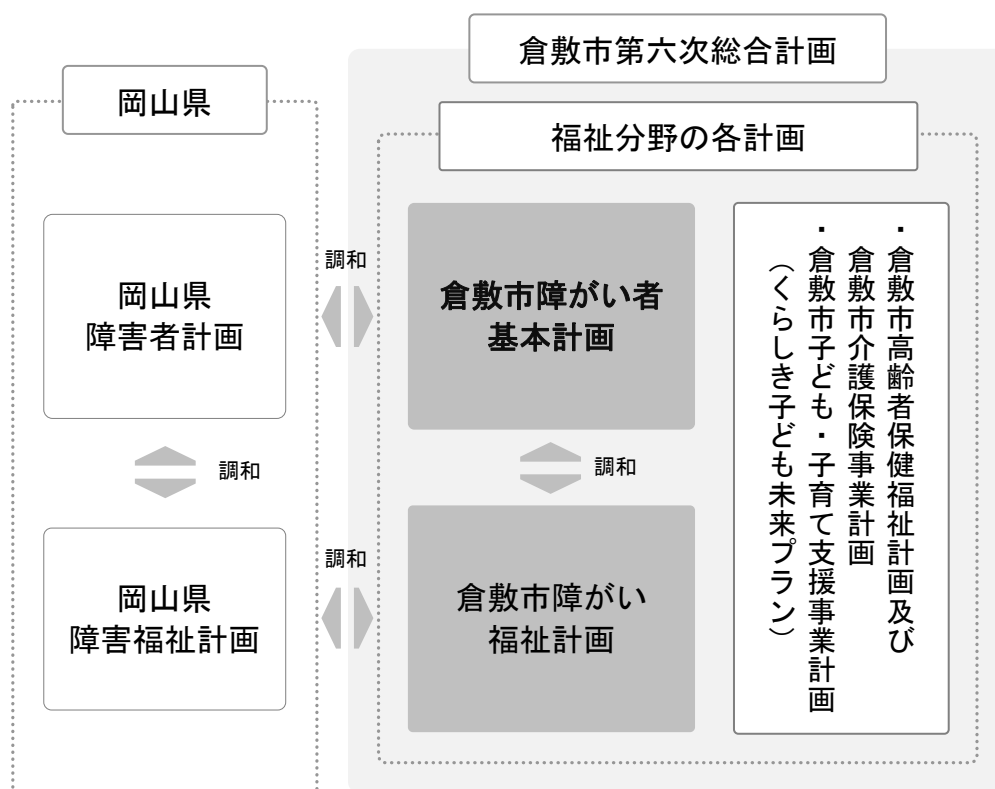
2 計画の性格と位置づけ

[法的位置づけ]

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」です。

[国や県，市の上位・関連計画との位置づけ]

国の「障害者基本計画（第4次）」や、県の「岡山県障害者計画」、本市のまちづくりの基本方針である倉敷市第六次総合計画の上位計画、倉敷市地域福祉計画等他の関連計画との整合性を図り策定します。



3 計画の期間

この計画は、平成31年度を初年度とし、平成35年度を目標年度とする5か年計画とします。

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
障がい者基本計画(平成31~35年度)				
第5期障がい福祉計画		第6期障がい福祉計画		

4 計画の理念と目標

この計画は、前計画の基本理念でもあった「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の考え方を引き継ぎ、障がいのある人がライフステージのすべての段階において、その能力を最大限に発揮しながら、あらゆる社会経済活動へ参加することのできる社会を構築することを目標とします。さらに、障がいのあるなしに関わらず、すべての市民が誰もが支援の受け手や支え手という関係性を超えて、ともに暮らしともに支えあうことでお互いの命の尊さへの認識を深める「共生社会」の実現を目指します。また、障がいのある人が社会参加する上での社会的な障壁の除去に努め、すべての市民が輝く豊かな社会の実現を目指します。

[基本目標]

**障がいのあるなしに関わらず、すべての市民がともに暮らし、
ともに支えあうことで お互いの命の尊さへの認識を深める
「共生社会」**



5 計画の基本的視点

(1) 障がい者の能力の最大限の発揮

障がい者が基本的人権を有する社会の一員として、家庭、職場、学校、施設などあらゆる場において、障がいの特性や個々の特性に応じてそれぞれの能力を発揮できるよう支援するための施策を推進します。

(2) すべての人の参加によるすべての人のための平等な社会づくり

障がい者の能力の発揮と社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報における障壁、意識上の障壁などを除き（バリアフリー）により、障がい者が社会活動を自由にできる平等な社会づくりをめざします。そのためには、社会のすべての構成員が障がいについての理解を深め、障がいのあるなしにかかわらず暮らし地域共生社会の実現に向けて、地域住民や企業等に対する啓発・広報を充実します。

また、障がい者だけでなくすべての人々にとって暮らしやすい社会づくりというユニバーサルデザインの観点から、障がい者を対象とした福祉的サービスを提供するだけでなく、障がい者の利便を前提にした各種施策を一般的な施策の中に位置づけ、推進します。

(3) 障がいの重度化・重複化及び高齢化への対応

近年、障がいの重度化・重複化の傾向がみられており、常時介護や援護を必要としている重度重複障がい者のニーズに配慮した施策の推進が必要です。

また、人口構造の高齢化に伴い、障がい者の高齢化が進むとともに、高齢者の中にも障がいが発生する人が多く、親なき後の問題も早急な対応が求められています。今後の施策の展開にあたっては、障がい者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の整備を推進するため、相談支援体制の強化、緊急時の受入れ・対応、体験の機会の確保等、必要な機能の充実を図り、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制の構築に努めます。

(4) 倉敷地域自立支援協議会を中核とした施策の総合的推進

倉敷地域自立支援協議会では、保健、福祉、医療、教育、雇用、生活環境等、多職種・多分野にわたる関係団体・機関の連携のもと、乳幼児期から高齢期まで、障がい者のライフステージに応じた一人一人の相談対応や障がい者福祉に関する協議等を行っています。それぞれのライフステージで提供される支援が切れ目のない連続性を持ったものとなるよう、倉敷地域自立支援協議会を中核とした施策の総合的な推進を図ります。

(5) 障がいの多様性に対応する体制の整備

障がいの多様化や学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（AD／HD）、アスペルガー症候群、高機能自閉症、高次脳機能障がいといった新たな障がいに対する専門性や個々の障がい特性に対応できる体制の整備を図ります。また、難病等医療的なケアが必要な方に対しても保健・医療・福祉等の関係分野が連携して、サポート体制の充実を図ります。

(6) アクセシビリティの向上による社会参加の促進

ICT等の情報技術の発展により障がい者が自宅などに居ながらにして世界とつながり、他者とコミュニケーションをとったり、情報収集や発信をすることが可能となっています。今後も、様々な情報技術の発展が予測されます。この技術の変化を把握していきながら、障がい者の社会参加の機会拡大を図るとともに、障がい者の情報活用能力向上のための取組みを推進します。また、情報アクセシビリティの向上に努めるとともに、情報の取得に特にハンディキャップを有する視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する情報提供手段の検討とコミュニケーション支援を進めます。

(7) 地域福祉の推進とネットワークの構築

障がい者が家庭や地域の中で生きがいをもちながら安心して暮らし続けていくためには、在宅生活を支援する公的サービスの充実だけでなく、障がい者やその家族を地域ぐるみで温かく見守り、支援していくという互助と連帯の精神に支えられた地域社会を築くことが重要です。また、障がい者自身が新たな地域の担い手として、活躍する視点も重要となります。そのために、必要な情報やサービスを地域で提供できる体制づくりや支援が必要な人と支援ができる人をつなぐネットワークづくりを支援することにより、地域福祉の推進を図ります。

(8) 障がいを経験した理由とする差別の解消の推進

障害者基本法の改正では、障がい者の定義について、個人の機能障がいには原因があるものとする「医学モデル」から、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの（障害者基本法第2条第1号）」とする「社会モデル」への転換が行われており、加えて社会的障壁の除去を必要とする障がい者に対し、必要かつ合理的な配慮が求められています。障がい者が障がいを経験した理由として差別を受けたり、障がいへの配慮がないため暮らしにくさを感じたりすることがないように、障がい者差別解消の理念を普及させるとともに、市の事務・事業の実施にあたっては、障がい者及び障がい者団体の意見を十分に聴きながら、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。

6 計画の施策体系

国の障害者基本計画との整合性を図り、本計画では以下の8つの施策分野ごとに基本的方向性と今後の取組みを定めます。

[基本目標]

障がいのあるなしに関わらず、すべての市民がともに暮らし、
ともに支えあうことで、お互いの命の尊さへの認識を深める「共生社会」

[施策分野]

[施策項目]





第 2 章

倉敷市の現状

1 障がいのある人を取り巻く状況

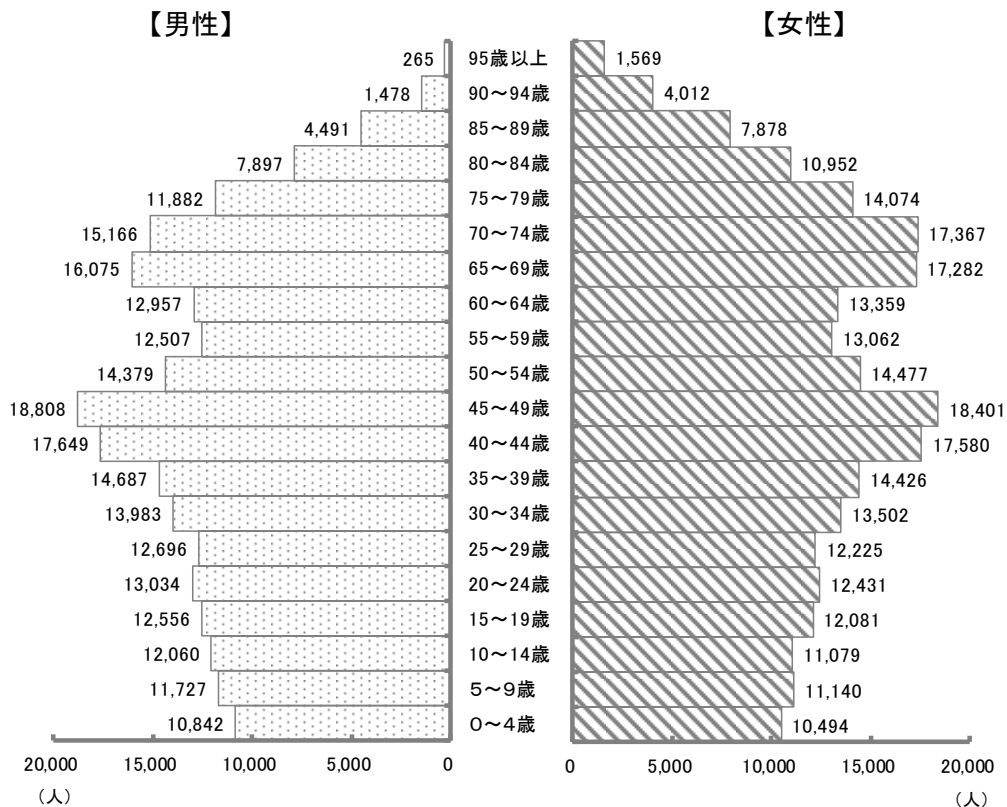
(1) 人口動態

① 人口構造

本市の人口は、平成 30 年 9 月末現在で、男性 235,139 人、女性 247,391 人、合計 482,530 人です。

年齢階層別にみると、第一次ベビーブーム世代の 65～69 歳の階層と第二次ベビーブーム世代の 40～44 歳の階層が多く、国と同じ 2 つのピークがある「つぼ型」の人口ピラミッドとなっています。

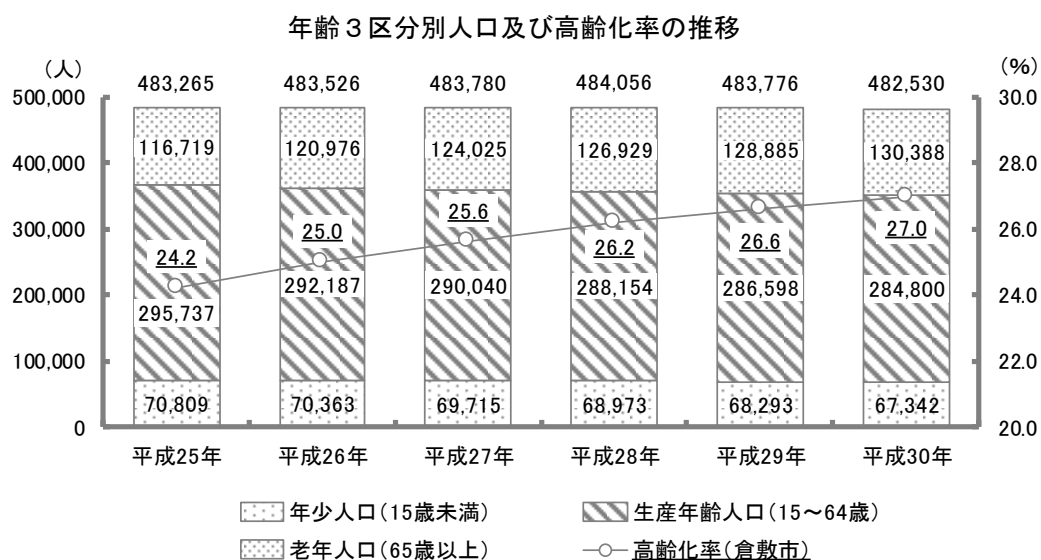
人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（平成 30 年 9 月末現在）

② 人口等の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、15～64歳の生産年齢人口は、平成25年から平成30年にかけて10,937人、3.7%減少しているのに対して、65歳以上の高齢者人口は13,669人、11.7%増加しています。これに伴い、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）も24.2%から27.0%へと2.8ポイント上昇しており、高齢化が進んでいることがわかります。



(2) 身体障がい者の状況

① 身体障がい者手帳所持者数の現状

本市の身体障がい者手帳所持者数は、平成30年3月末現在16,435人と、総人口の3.4%となっており、うち65歳以上の高齢者が11,174人と、全体の68.0%を占めています。

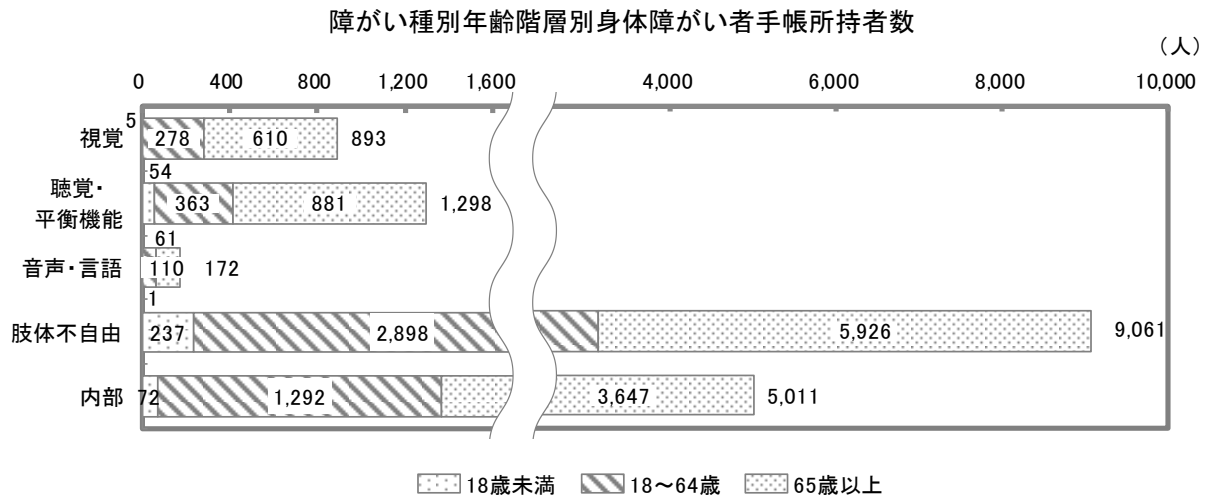
障がい種別にみると、肢体不自由が9,061人(55.1%)と最も多く、次いで内部障がい5,011人(30.5%)となっています。また、重度障がい者(1,2級)は8,017人で、全体の48.8%を占めています。

障がい種別等級別年齢階層別身体障がい者手帳所持者数

(単位：人)

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	18歳未満	4	0	0	0	1	0	5
	18～64歳	101	83	18	19	44	13	278
	65歳以上	203	221	31	43	53	59	610
	合計	308	304	49	62	98	72	893
聴覚・平衡 機能障がい	18歳未満	1	23	4	7	0	19	54
	18～64歳	48	152	37	34	3	89	363
	65歳以上	79	125	120	199	3	355	881
	合計	128	300	161	240	6	463	1,298
音声・言語 障がい	18歳未満	0	0	0	1	0	0	1
	18～64歳	1	1	26	33	0	0	61
	65歳以上	0	6	77	27	0	0	110
	合計	1	7	103	61	0	0	172
肢体不自由	18歳未満	167	36	8	15	8	3	237
	18～64歳	735	619	380	661	287	216	2,898
	65歳以上	762	1,182	996	2,170	502	314	5,926
	合計	1,664	1,837	1,384	2,846	797	533	9,061
内部障がい	18歳未満	37	1	21	13	0	0	72
	18～64歳	920	15	115	242	0	0	1,292
	65歳以上	2,479	16	327	825	0	0	3,647
	合計	3,436	32	463	1,080	0	0	5,011
合計	18歳未満	209	60	33	36	9	22	369
	18～64歳	1,805	870	576	989	334	318	4,892
	65歳以上	3,523	1,550	1,551	3,264	558	728	11,174
	合計	5,537	2,480	2,160	4,289	901	1,068	16,435

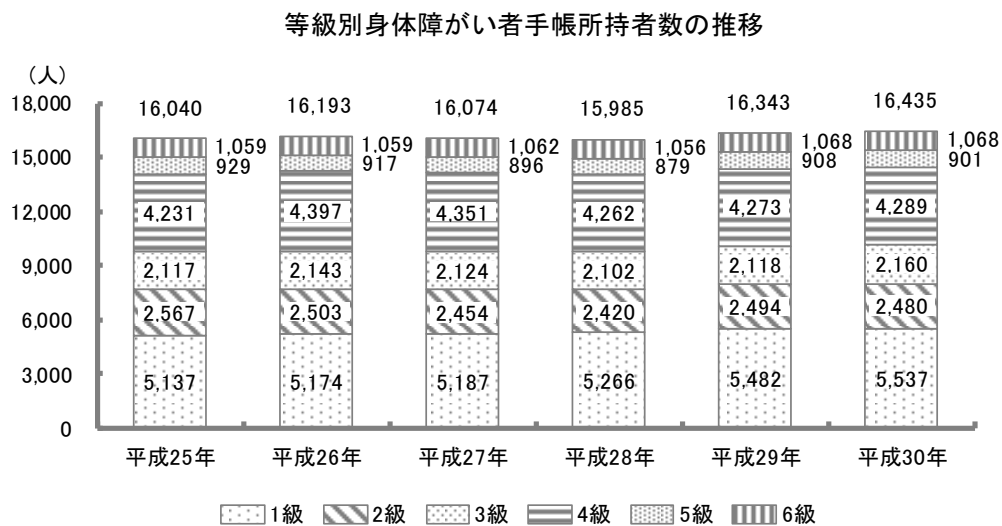
資料：市障がい福祉課（平成30年3月末現在）



資料：市障がい福祉課（平成 30 年 3 月末現在）

② 等級別身体障がい者手帳所持者数の推移

本市の身体障がい者手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 25 年からの 6 年間で 395 人、2.5%の増加となっています。



資料：市障がい福祉課（各年 3 月末現在）

(3) 知的障がい者の状況

① 療育手帳所持者数の現状

本市の療育手帳所持者数は、平成30年3月末現在3,864人と、総人口の0.8%となっています。

等級別にみると、B（中度・軽度）が2,685人で全体の69.5%を占めています。

また、年齢階層別にみると、身体障がい者手帳及び精神障がい者保健福祉手帳所持者に比べて18歳未満の人数が多く（全体の29.3%）、65歳以上の割合は5.4%と低くなっています。

等級別年齢階層別療育手帳所持者数

(単位：人)

区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
A（最重度・重度）	280	822	77	1,179
B（中度・軽度）	853	1,699	133	2,685
合計	1,133	2,521	210	3,864

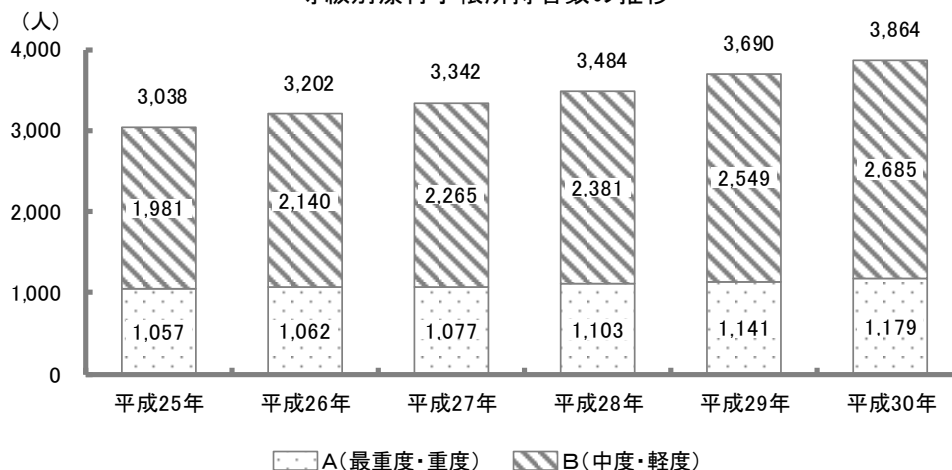
資料：市障がい福祉課（平成30年3月末現在）

② 等級別療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成25年からの6年間で826人、27.2%の増加となっています。

等級別にみると、A（最重度・重度）よりもB（中度・軽度）の増加率の方が高くなっています。

等級別療育手帳所持者数の推移



資料：市障がい福祉課（各年3月末現在）

(4) 精神障がい者の状況

① 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の現状

本市の精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、平成30年3月末現在3,623人と、総人口の0.8%となっています。

等級別にみると、2級が2,596人で全体の71.7%を占めています。また、年齢階層別にみると、18～64歳の人数が多く、平成30年3月末現在で全体の82.8%を占めています。

等級別年齢階層別精神障がい者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

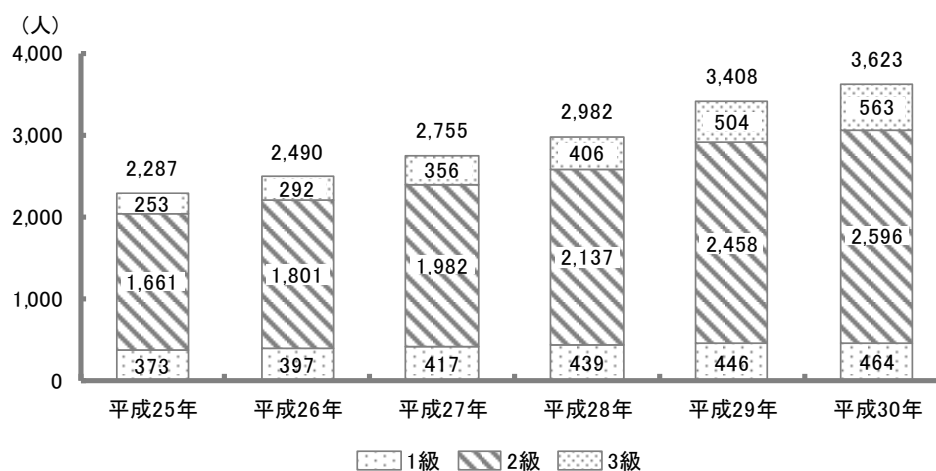
区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
1級	3	266	195	464
2級	39	2,220	337	2,596
3級	22	514	27	563
合計	64	3,000	559	3,623

資料：市保健課（平成30年3月末現在）

② 等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障がい者保健福祉手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成25年から平成30年の6年間で1,336人、58.4%の増加となっています。

等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：市保健課（各年3月末現在）

③ 自立支援医療（精神通院）制度利用者数の現状

自立支援医療制度の利用者は、「気分（感情）障害」、「統合失調症，統合失調症型障害及び妄想性障害」が多く，平成 30 年実績は両者で全体の 64.3%を占めています。

自立支援医療（精神通院）制度利用者数

（単位：人）

病 名	平成 25 年	平成 30 年
気分（感情）障害	2,305	2,970
統合失調症，統合失調症型障害及び妄想性障害	2,036	2,217
神経症性障害，ストレス関連障害及び身体表現性障害	562	832
心理的発達の障害	349	832
てんかん	305	449
症状性を含む器質性精神障害	297	212
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	103	122
知的障害＜精神遅滞＞	52	99
小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	46	186
成人の人格及び行動の障害	31	19
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	19	26
詳細不明の精神障害またはデータなし	0	107
合 計	6,105	8,071

資料：市保健課（各年 3 月末現在）

④ 医療保護入院者数の現状

医療保護入院患者については、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が最も多く、平成 30 年実績では全体のほぼ半数を占めています。

医療保護入院者数

(単位：人)

病 名	平成 25 年	平成 30 年
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	474	460
症状性を含む器質性精神障害	355	346
気分（感情）障害	71	112
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	36	36
心理的発達の障害	12	27
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	11	31
知的障害<精神遅滞>	9	16
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	4	5
てんかん	3	1
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	0	2
成人の人格及び行動の障害	0	5
詳細不明の精神障害またはデータなし	0	1
合 計	975	1,042

市保健課（各年 3 月末現在）

⑤ 措置入院者数の現状

措置入院者数の状況は、以下のとおりです。

措置入院者数

(単位：人)

区分	平成 19 年度	平成 24 年度	平成 29 年度
前年度末	8	1	3
新 規	6	11	13
解 除	9	6	13
年度末	5	6	3

資料：市保健課

(5) 障がい児の就学の状況

① 市内の特別支援学校の状況

市内には、現在、市立の特別支援学校1校と県立の特別支援学校が2校あります。

市内の特別支援学校の状況

(単位：人)

学 校 名	種 別	年 別	在学者数			
			小学部	中学部	高等部	合計
倉敷市立倉敷支援学校	知的障がい	平成 30 年	87	60	93	240
		平成 25 年	117	63	146	326
県立倉敷琴浦高等支援学校	知的障がい	平成 30 年	—	—	53	53
		平成 25 年	—	—	47	47
県立倉敷まきび支援学校	知的障がい	平成 30 年	62	39	96	197
		平成 25 年	—	—	—	—
	肢体不自由	平成 30 年	9	1	1	11
		平成 25 年	—	—	—	—
合 計		平成 30 年	158	100	243	501
		平成 25 年	117	63	193	373

資料：市教育委員会（各年5月1日現在）

② 市外（岡山県内）の特別支援学校への就学状況

市外（岡山県内）の特別支援学校への就学状況は、以下のとおりです。

市外（岡山県内）の特別支援学校への就学状況

(単位：人)

学 校 名	種 別	年 別	倉敷市からの在学者数				
			幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
県立岡山盲学校	視覚障がい	平成 30 年	—	1	0	1	2
		平成 25 年	—	1	3	3	7
県立岡山聾学校	聴覚障がい	平成 30 年	3	5	6	1	15
		平成 25 年	6	6	3	5	20
県立岡山支援学校	肢体不自由	平成 30 年	—	0	0	2	2
		平成 25 年	—	1	5	3	9
県立岡山東支援学校	肢体不自由 知的障がい	平成 30 年	—	0	0	0	0
		平成 25 年	—	0	0	0	0
県立岡山西支援学校	知的障がい	平成 30 年	—	0	0	0	0
		平成 25 年	—	0	0	0	0

学 校 名	種 別	年 別	倉敷市からの在学者数				
			幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
県立岡山南支援学校	知的障がい	平成 30 年	—	0	0	3	3
		平成 25 年	—	0	0	0	0
県立東備支援学校	知的障がい	平成 30 年	—	0	0	0	0
		平成 25 年	—	0	0	0	0
県立西備支援学校	知的障がい	平成 30 年	—	0	0	0	0
		平成 25 年	—	0	0	5	5
	肢体不自由	平成 30 年	—	0	0	0	0
		平成 25 年	—	0	0	1	1
県立早島支援学校	病 弱	平成 30 年	—	3	2	2	7
		平成 25 年	—	2	2	11	15
	肢体不自由	平成 30 年	—	52	17	17	86
		平成 25 年	—	42	14	29	85
岡山県健康の森学園 支援学校	知的障がい	平成 30 年	—	0	2	7	9
		平成 25 年	—	0	4	6	10
県立誕生寺支援学校	知的障がい 肢体不自由	平成 30 年	—	0	0	0	0
		平成 25 年	—	0	0	0	0
岡山大学教育学部附属 特別支援学校	知的障がい	平成 30 年	—	0	2	2	4
		平成 25 年	—	1	1	2	4
県立岡山瀬戸高等 支援学校	知的障がい	平成 30 年	—	—	—	7	7
		平成 25 年	—	—	—	15	15
合 計		平成 30 年	3	61	29	42	135
		平成 25 年	6	53	32	80	171

資料：市教育委員会（各年 5 月 1 日現在（施設入所者を除く））

③ 特別支援学校対応障がい種別学校数の比較

市内の特別支援学校数を岡山県内と比較すると、以下のとおりです。

特別支援学校対応障がい種別学校数の比較

(単位：校)

区分	年別	視覚障がい	聴覚障がい	知的障がい	肢体不自由	病弱	合計
倉敷市内	平成 30 年	0	0	3	1	0	4
	平成 25 年	0	0	2	0	0	2
岡山県内	平成 30 年	1	1	12	6	1	21
	平成 25 年	1	1	11	5	1	19

※複数の障がい種別を対象としている学校については、それぞれの障がい種別ごとに重複してカウントしている。実際の学校数は、倉敷市内 3 校、岡山県内 16 校である。

資料：市教育委員会（各年 5 月 1 日現在）

④ 市内の特別支援学級の学級数、在学者数

市内の小中学校にある特別支援学級の状況は、以下のとおりです。

市内の特別支援学級の学級数、在学者数

種別	年別	小学校		中学校		合計	
		学級数 (学級)	児童数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)	児童生徒数 (人)
視覚障がい	平成 30 年	0	0	0	0	0	0
	平成 25 年	0	0	0	0	0	0
聴覚障がい	平成 30 年	1	7	1	1	2	8
	平成 25 年	1	8	0	0	1	8
知的障がい	平成 30 年	81	425	32	162	113	587
	平成 25 年	59	251	30	139	89	390
肢体不自由	平成 30 年	0	0	0	0	0	0
	平成 25 年	0	0	0	0	0	0
病弱・身体虚弱	平成 30 年	2	7	2	10	4	17
	平成 25 年	2	6	2	3	4	9
自閉症・情緒障がい	平成 30 年	147	876	52	255	199	1,131
	平成 25 年	95	547	34	188	129	735
合計	平成 30 年	231	1,315	87	428	318	1,743
	平成 25 年	157	812	66	330	223	1,142
岡山県内	平成 30 年	980	5,128	365	1,662	1,345	6,790
	平成 25 年	724	3,460	297	1,300	1,021	4,760

資料：市教育委員会（各年 5 月 1 日現在）

⑤ 市内の通級指導の学校数，教室数，在学者数

市内の学校で開設されている通級指導教室は，以下のとおりです。

市内の通級指導の学校数，教室数，在学者数

学校種	種別	年別	倉敷市			岡山県
			学校数 (校)	教室数 (教室)	児童数 (人)	教室数 (教室)
小学校	言語障がい	平成 30 年	6	7	187	40
		平成 25 年	6	7	142	35
	情緒障がい	平成 30 年	5	13	508	56
		平成 25 年	5	10	424	25
	聴覚障がい	平成 30 年	1	1	7	1
		平成 25 年	1	1	2	1
中学校	情緒障がい	平成 30 年	1	1	46	7
		平成 25 年	1	2	38	5
合 計		平成 30 年	13	22	748	104
		平成 25 年	13	20	606	66

資料：市教育委員会（各年 5 月 1 日現在）

⑥ 市内の院内学級の在学者数

市内の院内学級の在学者数は，以下のとおりです。

市内の院内学級の在学者数

(単位：人)

学校名	年別	児童生徒数	所在地
倉敷東小学校院内学級	平成 30 年	2	倉敷中央病院内
	平成 25 年	3	
庄小学校院内学級	平成 30 年	2	川崎医科大学附属病院内
	平成 25 年	3	
東中学校院内学級	平成 30 年	4	倉敷中央病院内
	平成 25 年	3	
庄中学校院内学級	平成 30 年	2	川崎医科大学附属病院内
	平成 25 年	0	

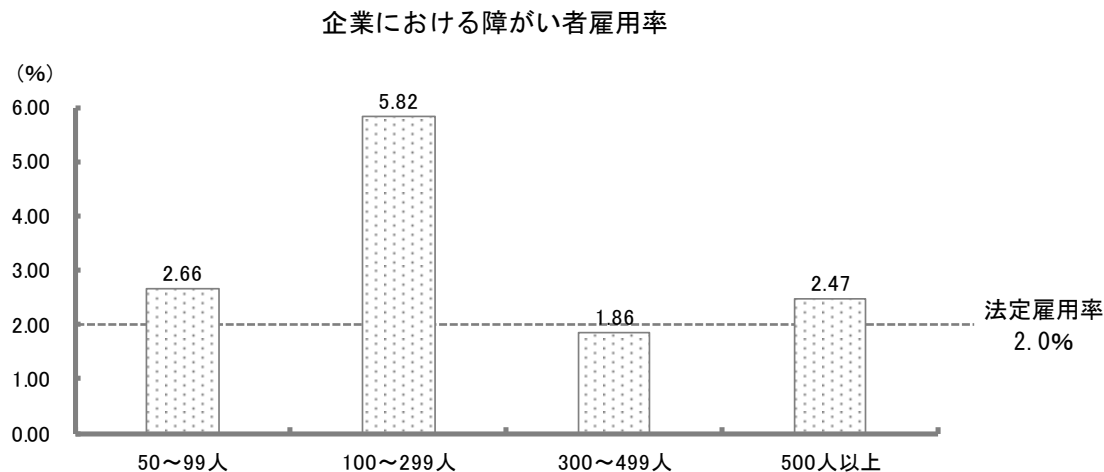
資料：市教育委員会（各年 5 月 1 日現在）

(6) 障がい者の雇用・就業の状況

※(6) 障がい者の雇用・就業の状況については、平成29年6月1日現在のデータに基づく状況を掲載しておりますが、今後、平成30年6月1日現在のデータに基づく状況に更新する予定です。

① 企業における障がい者雇用率

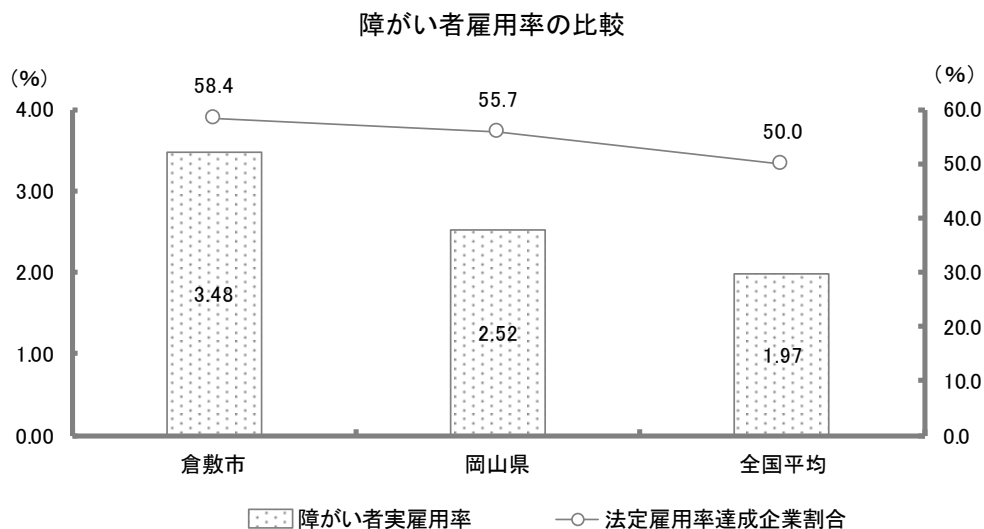
倉敷市内にある企業の規模別障がい者雇用率をみると、50～99人、100～299人及び500人以上の規模の企業において、法定雇用率（2.0%）を上回っています。なお、平成30年4月からは、法定雇用率が2.2%に引き上げられる予定です。



資料：岡山労働局提供データに基づく（平成29年6月1日現在）

② 障がい者雇用率の比較

倉敷市内の障がい者実雇用率は3.48%、雇用率達成企業の割合は58.4%となっており、いずれも県及び国の数値を上回っています。



資料：厚生労働省及び岡山労働局提供データに基づく（平成29年6月1日現在）

③ 市の行政機関における障がい者の雇用状況

平成 30 年 6 月 1 日現在の、市の行政機関における障がい者雇用率は次の表のとおりで、法定雇用率を達成しています。

市の行政機関における障がい者の雇用状況

部 局	職員数 (人)	対象職員数 (人)	障がい者数 (人)		障がい者雇用率 (%)	法定雇用率 (%)
市長事務部局	2,713	2,713	71		2.62	2.5
			身体 :	70	2.58	
			知的 :	0	0.00	
			精神 :	1	0.04	
教育委員会	1,207	1,207	28		※2.32	2.4
			身体 :	28	2.32	
			知的 :	0	0.00	
			精神 :	0	0.00	
水道局	129	129	3		※2.33	2.5
			身体 :	3	2.33	
			知的 :	0	0.00	
			精神 :	0	0.00	
市民病院	217	131	3		※2.29	2.5
			身体 :	3	2.29	
			知的 :	0	0.00	
			精神 :	0	0.00	
競艇事業局	45	45	1		※2.22	2.5
			身体 :	1	2.22	
			知的 :	0	0.00	
			精神 :	0	0.00	
その他	507	0	0		—	—
合計	4,818	4,225	106		2.51	—
			身体 :	105	2.49	
			知的 :	0	0.00	
			精神 :	1	0.02	

※対象職員数に法定雇用率を乗じた数（1未満の端数切り捨て）から現在雇用している障がい者の数を減じた数（＝不足数）が0となることをもって法定雇用率達成になります。したがって、教育委員会については、対象職員数（1207人）に法定雇用率（2.4%）を乗じた数（1未満の端数切り捨て）は28となり、これから障がい者数（28人）を減じた数（不足数）は0のため、法定雇用率達成となります。また、水道局、市民病院及び競艇事業局についても、同様に不足数は0のため、法定雇用率達成となります。

※平成 30 年 4 月から、法定雇用率が 2.5%（教育委員会は 2.4%）に引き上げられました。

資料：市人事課（平成 30 年 6 月 1 日現在）

④ 特別支援学校卒業生の進路状況

特別支援学校の平成 29 年度卒業生の進路状況は、以下のとおりです。

特別支援学校卒業生の進路状況

(単位：人)

学校名	一般就労	就労継続 支援 A 型	就労継続 支援 B 型	就労移行 支援	自立訓練
倉敷市立倉敷支援学校	1	7	8	2	2
県立倉敷琴浦高等 支援学校	14	1	0	0	0
県立倉敷まきび 支援学校	19	4	6	3	4
市外（岡山県内）の 特別支援学校【13 校】	6	1	2	3	2
合 計	40	13	16	8	8

学校名	生活介護	日中一時 支援	施設入所	進学	在宅	合計
倉敷市立倉敷支援学校	5	0	0	0	2	27
県立倉敷琴浦高等 支援学校	0	0	0	0	0	15
県立倉敷まきび 支援学校	10	0	0	0	0	46
市外（岡山県内）の 特別支援学校【13 校】	3	0	0	1	1	19
合 計	18	0	0	1	3	107

資料：市教育委員会及び各特別支援学校（平成 29 年度実績）



第 3 章

施策の現状と課題及び今後の取組

1 生活環境

障がいのある人が地域で安全に安心して暮らしていくためには、地域生活の基盤となる生活空間において、日常生活や外出、社会参加を困難にしている様々なバリア（社会的障壁）を取り除くことが必要となります。

2020年（平成32年）には、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会が開催され、障がい者が暮らしやすいまちづくりについて更なる理解の促進を図ることが求められています。

安全に快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がいのある人が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたすべての障がい者が移動しやすく生活しやすいまちづくりへの取り組みをすすめます。

（1）福祉のまちづくりの総合的推進

〔現状と課題〕

市民対象のアンケート調査によると、倉敷市は障がい者が「社会参加しやすい」まちだと思う市民の割合が7.8%と依然低く、障がい者が安全に外出できるようなまちづくりの進展状況についても改善されてきていると思う市民の割合も11.4%と低くなっています。

また、障がい者がより社会参加しやすいまちにするうえで、最も大きな障壁と思われるものについて「障がい者に対する正しい知識と理解がないなど、障がい者にとって外出しにくい雰囲気がある」の割合が43.2%と最も高く、前回調査に比べ7.2ポイント増加しています。

障がいのある人が、安心して街中を移動できるためには、施設整備の充実を図るとともに、交通安全対策を充実することも重要です。障がい種別のニーズの違いに配慮しつつ、標識等の整備充実を図るとともに、歩道や点字ブロック上の放置自転車や違法駐車をなくすよう、関係団体や関係機関との連携強化と、市民モラル向上のための広報活動が求められます。

なお、施設整備等の依頼がある場合は、担当課に適切につなげていきます。

また、障がい者の福祉への関心について“関心がある”市民の割合が前回と同様6割半ばと高くなっています。一方、障がい者に関するボランティア活動の参加状況について「ある」市民の割合が1割半ばと低く、「ないが興味はある」市民の割合が5割と高くなっています。ボランティア活動に参加できなかった理由について「どうやって参加したらいいのかわからない」、「身近にボランティア活動の情報がなかった」などの意見が上位に挙げられており、ボランティア活動に参加するために必要なこととして、「ボランティア活動団体や活動内容に関する情報提供」、「体験ボランティアなど、気軽に参加できる機会」などが求められています。

また、子どもの頃から障がいに対する理解を深めることは、障がいのある人とともに暮らす社会を実現するためには重要です。

[主な取組]

取組名	内容	担当部署
総合的な福祉のまちづくり推進のための啓発活動の充実	各種イベントなど、あらゆる機会を捉えて福祉のまちづくりに関する啓発を行い、福祉のまちづくりが、障がい者、高齢者をはじめすべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであることに対する市民の認識を深めていき、行政、市民及び事業者が一体となって、「倉敷市福祉のまちづくり条例」に則った総合的な福祉のまちづくりに取り組んでいきます。	保健福祉推進課
こころのバリアフリー実現のための広報・啓発の充実	障がい者支援センター等との連携を強化し、こころのバリアフリーの実現に向けた広報・啓発に努めます。	障がい福祉課
ボランティアに関する広報活動の充実	市の広報紙や「倉敷ボランティアセンター」のホームページを利用して、継続的に市民のボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、ボランティア活動に参加したい人がスムーズに参加できるよう、問い合わせ先等の周知を図ります。	障がい福祉課

(2) 建築物等のバリアフリー化の促進

[現状と課題]

障がい者対象のアンケート調査によると、住居で、いままでに改修したところがある障がい者が4割半ば、これから改修したいところがある障がい者が4割と住宅改修へのニーズが高くなっています。

本市では、バリアフリー新法、倉敷市福祉のまちづくり条例等に基づき、公共施設の新築・改築、改修を実施しています。

アンケート調査結果をみると、今後、行政に力を入れて欲しいこととして、他の障がいと比べ、身体障がい者で「道路や建物のバリアフリー化の促進」の割合が高くなっています。今後も、障がいのある人が地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくためには、バリアフリー化の進捗状況は十分とは言えず、引き続き県の条例などを踏まえつつ、計画的なバリアフリー化を図っていく必要があります。

今後、障がいのある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や、生活道路や歩道の整備に努めることが必要であり、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが重要です。

[主な取組]

取組名	内容	担当部署
公共施設及び歩行空間のバリアフリー化の促進	バリアフリー新法や倉敷市福祉のまちづくり条例の整備基準に適合するよう、公共施設の改修、整備をさらに促進するとともに、道路の段差の解消など、引き続き歩行空間のバリアフリー化を図ります。	保健福祉推進課
障がい者等に対応した市営住宅の整備・供給	市営住宅の建設、建替えにあたっては、団地規模や立地条件等を勘案し、ユニバーサルデザインに配慮します。	住宅課
住宅改造の促進	住宅リフォームに関する住宅改造費助成事業について市民への周知を図り、特に介助を必要とする高齢者及び障がい者に対して、利用を促進します。	介護保険課

(3) 移動交通手段の充実

[現状と課題]

鉄道やバス路線等の公共交通機関は、障がいのある人の行動範囲を広げる大切な移動手段であり、利用しやすい環境整備を働きかけていく必要があります。

障がい者対象のアンケート調査によると、障がいのある人が外出しやすくするために必要なことについて、身体障がい者手帳所持者では、「歩道の整備、段差の解消」、
「障がい者専用駐車場の整備」といったハード面の整備が、療育手帳所持者と精神障がい者保健福祉手帳所持者では、「交通費助成の充実」といった経済的支援のほか、
「付添ヘルパーの派遣」、「付添ボランティア等の派遣」といった人的支援が求められていることから、障がいの特性に応じた多様な対応が重要です。

買い物や通勤・通学、通所・通院等の日常生活だけでなく、積極的に地域活動に参加するためには、移動手段の確保は欠かせません。障がいのある人の外出を支援するために、公共交通機関等の移動手段をより利用しやすくする必要があります。

[主な取組]

取組名	内容	担当部署
移動支援サービスの充実	福祉タクシーチケット助成事業の周知徹底を図り、その利用を促進するとともに、自動車燃料費等の補助など、移動支援サービスの充実を図ります。	障がい福祉課
福祉有償運送事業の支援	福祉有償運送事業を促進し、障がい者等の積極的な社会参加を図るため、福祉有償運送を行う事業者に対して費用の一部を補助します。	障がい福祉課
公共交通機関の利便性の確保	障がい者の移動の円滑化を促進するため、今後も交通事業者に対し、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー等の導入の促進を求めていくとともに、誰もが公共交通を利用しやすい環境とするため、ノンステップバスやユニバーサルタクシー車両の導入、駅舎内や乗り継ぎ経路におけるバリアフリー化の推進と情報提供について、関係する交通事業者と役割を分担し各事業を促進します。	交通政策課
移動支援事業の充実	地域生活支援事業の移動支援事業において、マンツーマンによる障がい者の外出の支援を行うほか、小グループに対してもヘルパー派遣を行うなどの充実を図ります。 また、通所系サービスの利用促進を図るため、事業所が実施する送迎に対して費用の一部を助成します。	障がい福祉課
コミュニティタクシー導入の支援	バス路線が廃止となった地域や交通不便地域において、新たな移動手段を確保するため、地域等が主体となり運行を行うコミュニティタクシーの導入を推進するとともに、運行費の一部を支援します。 また、出前講座やパンフレットなどを活用して、コミュニティタクシー制度の周知を図っていきます。	交通政策課

2 情報アクセシビリティ

障がい者の様々なニーズに応えることができるよう、地域生活を支える福祉サービスの基盤を整備するとともに、多様なサービス供給主体の参入促進を進めます。

また、情報技術等を活用した情報バリアフリー化の推進やコミュニケーション支援体制の充実を図り、障がいのある人の自立と社会参加を支援することが重要です。

さらに、障がい者や家族が必要とする支援を受けることができるように、障がいのある人の特性に応じた情報提供の充実を図ります。

(1) 情報収集・提供の充実

[現状と課題]

障がい者対象のアンケート調査によると、福祉に関する情報の入手方法として3障がいとも「市の広報紙」の割合が最も高く、療育手帳所持者では、「施設の職員」、精神障がい者保健福祉手帳所持者では、「医師・看護師・医療スタッフ」の割合が高くなっています。一方、「インターネット」の割合が5.9%と低くなっています。

それぞれの障がいによって情報収集先が異なることに配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられます。

市では、点訳、音訳による広報の提供など、障がい特性に配慮した情報提供を行っていますが、引き続き障がい者が様々な情報を取得・利用できるよう、情報提供の充実を図る必要があります。

障がいのある人やその家族などが、住み慣れた地域で安心して暮らし、生活を豊かで快適なものとするためには、障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努める必要があります。

[主な取組]

取組名	内容	担当部署
多様な手段による情報提供の充実	各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉に関するさまざまな情報資料については、プライバシーの保護に配慮しながら、市民の誰もが手軽に入手できるよう、引き続き広報紙（点字広報紙、声の広報紙）等を配布するほか、録音図書・点字図書の貸し出し、市ホームページを活用した情報提供の更なる充実を図ります。	障がい福祉課
「障がい者ガイドブック」の継続配付	障がい者に対する各種サービスの内容や利用条件、利用手続き等を紹介した「障がい者ガイドブック」については、必要に応じて内容の見直しを行いながら、障がい者手帳交付時の配付を継続します。	障がい福祉課
市ホームページのユニバーサルデザイン化の推進	障がい者を含めたすべての市民が利用しやすいホームページとなるよう、市ホームページのユニバーサルデザイン化を引き続き全庁的に推進します。 また、県下全市町村が参加している岡山県電子自治体推進協議会において、電子申請システムの運用を行っており、今後も順次、電子申請できる業務の拡充を図ります。	くらしき情報発信課 情報政策課
日常生活用具の給付	日常生活用具の給付事業において障がい者用パソコン周辺機器（視覚障がい者及び上肢不自由者がパソコンを使用する上で必要となる、障がいに対応したソフトウェアや特殊マウス、キーボードなど）、点字ディスプレイ、点字プリンター等を給付し、各種情報機器の利用を促進します。	障がい福祉課

(2) コミュニケーション支援の充実

[現状と課題]

障がい者対象のアンケート調査によると、様々な情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができる環境が整っていないと思う障がい者の割合が約5割と高くなっています。

視覚障がいや聴覚障がいのある人などが、日常生活における必要な意思疎通や情報入手が円滑に行われ、社会参加などが促進されるよう、障がいの特性に応じた情報提供方法の充実が必要です。

近年、情報通信技術の進展により、障がいのある人の情報収集の方法やコミュニケーション手段は多様化しており、障がい特性や必要性に応じた情報コミュニケーション支援に努めていく必要があります。

また、今後も引き続き、手話通訳者、点訳者、音声訳者、要約筆記者等の支援者の養成を図っていくことが必要です。

[主な取組]

取組名	内容	担当部署
意思疎通支援事業の充実	福祉事務所に手話通訳者を配置し、派遣事業を行うほか、点訳、音訳による広報の提供、点訳、朗読、手話、要約筆記奉仕員等のボランティアの養成・派遣を行うなど、障がい者の特性に応じたコミュニケーションを支援します。	障がい福祉課

3 安全・安心

平成30年7月豪雨では、河川の氾濫等の災害により広範囲に甚大な被害が生じ、災害時に自らを守るための行動をとるのに支援を要する方の安全確保について課題が表出しました。

災害時の行動においてハンディキャップを負う方に対する支援体制づくりの重要性を改めて認識し、地域の人々が一体となって、障がい者等の安否確認や避難誘導等の支援を行うネットワークづくりを進めるとともに、障がい特性から情報取得に困難を有する視覚・聴覚障がい者などに対して、必要な情報を素早く届けられるような情報伝達の方法を検討していきます。

今後、災害時において支援が必要な方の置かれた環境に応じた対策を進めるため、地域住民、福祉関係者等と連携して、災害時要援護者台帳の活用や個別支援体制の仕組みの構築に努めるとともに、福祉施設などと連携しての防災訓練の実施について協議していきます。また、災害時の避難所として、福祉の面や医療の面において配慮された福祉避難所の充実に努めます。

障がいがあるために犯罪に巻き込まれないような防犯への取組も重要です。障がい者を犯罪被害や消費者被害から守るため、関係機関や住民等と協力して、防犯対策や消費者トラブルの防止を促進します。

(1) 防災対策の推進（災害時の避難体制）

[現状と課題]

災害時に障がいのある人など支援を必要とする方に対する対策の推進が、我が国全体で大きな課題となっています。

障がい者対象のアンケート調査によると、火事や地震などの災害発生時に、自力で避難できない障がい者の割合が4割、周囲の人に知らせることができない障がい者の割合が3割半ばとなっています。さらに、家族が不在の場合または一人暮らしの場合、近所に助けてくれる方がいない障がい者の割合が4割と前回調査に比べ、15ポイント増加しており、地域とのつながりが薄い障がい者が増えてきていると考えられます。

災害発生時の援助を受けるために、名簿等に登録したいと思う障がい者の割合が約5割となっています。

火事や地震など災害発生時の対応について重要だと思うことについて「災害が発生したときにすぐに知らせてくれる体制をつくる」、「避難場所での生活に特別な配慮や工夫をおこなう」、「避難場所までの行き方をわかりやすく案内したり、教える」などが上位に挙げられおり、今後、倉敷市にしてほしいと思うことについて「災害発生時における障がい者の援護（体制の強化）」の割合が3割となっています。

市では、災害時要援護者台帳を毎年更新するとともに、自主防災組織や民生委員等に配付し、地域における災害時要援護者の把握や見守り活動等に役立てていますが、今後より一層、災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障がい者の援護体制の強化を図っていくことが必要です。

[主な取組]

取組名	内容	担当部署
災害の知識及び対処法についての啓発・広報	避難場所や避難経路，災害の知識及び対処法についての啓発・広報として，広報紙のほか，ハザードマップの全戸配付などにより避難所情報を提供していきます。	防災危機管理室
緊急通報体制の整備・充実	障がい者やその家族が，緊急時に警察や消防署等関係機関に即時に通報できるよう，緊急通報・連絡体制を整備，充実します。 また，携帯メールによる119番通報受付システムを導入し，視聴覚障がい者等の災害通報困難者が外出先からでも通報できるようにするなど，緊急通報のバリアフリー化を推進します。	警防課
災害時要援護者の避難支援の体制づくり	災害発生時に支援が必要な災害時要援護者の存在を把握するための災害時要援護者台帳を作成し，消防機関，警察，民生委員，社会福祉協議会，自主防災組織と情報を共有することで，災害時の安否確認や避難支援対策を円滑に実施できる体制づくりを図ります。また，自主防災組織，福祉関係者等と連携し，具体的な避難支援計画（「避難支援プラン」）の整備に努めます。 さらに，災害時要援護者避難支援を含む総合的な防災訓練を行います。	保健福祉推進課 防災危機管理室
施設入所者の防災訓練の実施	施設の避難場所・経路等を含め，災害知識や対処法についての広報活動や地域の防災組織との連携・協力体制の構築などを指導し，施設における防災対策の強化を図ります。	障がい福祉課
福祉避難所の整備	避難所，応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに，避難所において障がい者が，必要な物資を含め，障がい特性に応じた支援を得ることができるよう，体制の整備に努めます。 また，老人福祉施設や障がい者支援施設などと連携し，障がいのある人などを対象とした福祉避難所の確保を図ります。	防災危機管理室
地域防災ネットワークの確立	防災士育成講座による地域の防災リーダーの育成，及び防災出前講座，ワークショップによる自主防災組織の育成に努めるとともに，市民，市，消防，NPO，防災関係団体等が連携した総合防災訓練を実施します。 また，倉敷市自衛消防組織整備費補助金制度によって自主消防組織の整備を推進するとともに，防災ホームページや地域イントラネットを有効に活用し，市民と防災情報を共有することで，市，自主防災組織，NPO，消防機関等と連携した防災ネットワークづくりを進めます。	防災危機管理室

(2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

[現状と課題]

地域で安心・安全に日常生活を送るためには、日常的な防犯活動も重要であり、日頃から障がいのある人に対する防犯知識の普及、支援体制の充実など、障がい特性に応じた配慮や対策が必要であり、障がい者や家族はもとより、関係機関や周囲の住民等が連携・協力して地域の見守りを活性化することにより、地域における防犯対策を推進する必要があります。

[主な取組]

取組名	内容	担当部署
防犯対策の充実	自主防犯組織の育成と地域安全運動を広め、防犯意識の高揚を図り、安全なまちづくりを推進します。 また、「メール 110 番」、「FAX110 番」により、聴覚障がい者等からの通報手段を確保して、緊急通報に対応します。	生活安全課
消費者トラブルの防止	障がい者や高齢者等に対する消費者被害防止のため、出前講座、広報紙及びFMラジオ等で、悪質商法等についての情報提供を行うほか、障がい者の権利を守るための成年後見制度の案内を併せて行います。	消費生活センター 福祉援護課

4 差別の解消及び権利擁護の推進

障害者基本法では、身体、知的、精神の3障がいに加え、発達障がい及びその他心身の機能に障がいのある人がその定義に加えられており、多様な障がいに対する理解を広めていくことが求められています。平成28年4月には、障害者差別解消法が施行され、障がいの権利擁護のための法整備が進んできていますが、周知が進んでいない現状があります。障害者基本法や障害者差別解消法が目的とする共生社会の実現に向けて、市民に対する障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていきます。

日常生活の場や教育、雇用の場など、様々な場において、障がいを理由とする差別の禁止に向けた啓発活動を講演会、広報等を行うとともに、差別を受けた場合等の相談支援体制の充実を図ります。

すべての障がいのある人が安心して暮らせるよう、権利擁護に関する成年後見制度の普及・充実に向け関係機関と連携・協力を進めます。

(1) 障がいを理由とする差別解消の推進

[現状と課題]

市民対象のアンケート調査によると、地域において障がい者に対する差別や偏見について“あると感じる”市民の割合が4割半ばと前回調査に比べ、9ポイント増加しています。また、差別・偏見を感じる場面について「就労の機会（就労状況・収入）」の割合が7割と最も高く、次いで「施設・交通機関等の利用の際」、「コミュニケーションの場」となっています。地域のなかで障がいがあることによる偏見や差別は依然として残っています。

障がい者対象のアンケート調査によると、ここ3年間において、障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたことについて「ある」と回答した障がい者の割合が3割、差別・偏見を感じる場面について「ものを買う、食事をするなどお店を利用するとき」、「就職するときや職場生活において」、「近所づきあい、地域の行事等において」などが上位に挙がっています。一方、「障がい者差別解消法」について「名前も内容も知らない」障がい者の割合が6割半ばと高くなっています。

市のホームページにより、障がい者差別解消に向けた市の取組みを発信するとともに、相談窓口の周知を図っていますが、市民の認知度は、依然低い状態となっています。

障がい者差別解消法は、不当な差別的取扱いを禁止し、個々のニーズに応じた合理的配慮の提供を求めることで、障がいのある人に対する差別をなくし、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的としています。差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障がいに関する正しい知識を市民の中に広げていくため、法の趣旨や障がいのある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが重要です。

また、障がい者に対する虐待は障がい者の尊厳を傷つける決して許されない行為であり、障がい者の自立や社会参加を推進するためにも障がい者虐待の防止は非常に重要です。障がい者が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現に向けて、障がい者に対する虐待や権利侵害を身近な問題としてとらえ、社会全体で支え合っていくことが大切です。

[主な取組]

取組名	内容	担当部署
市の広報紙や啓発パンフレット等による啓発・広報活動の充実	障害者差別解消法をはじめとする新しい法律の内容紹介も含め、市の広報紙を利用した啓発・広報活動を継続的に行うとともに、引き続きポスター等の作成、配布を行います。また、国、県などのパンフレット等を有効に活用するとともに、市独自の広報パンフレット等の作成、配布をするなど、啓発・広報を進めます。	障がい福祉課
「障がい者週間」等の周知及び記念事業の充実	「障がい者週間（12月3日から12月9日）」、「障がい者の日（12月9日）」、「人権週間（12月4日～12月10日）」及び「障がい者雇用支援月間（9月）」の周知を図ります。さらに、障がい者団体やボランティア団体等との連携を図りながら、障がい者週間記念事業をはじめ、各種期間を活用した行事等を充実することにより、障がい者に対する理解の促進を図ります。	障がい福祉課
精神障がい者に対する理解の促進	市民と精神障がい者とのふれあい交流の場を広げ、精神障がい者に対する地域の理解と協力の促進を図ります。 また、市民として精神障がい者に対する良き理解者としての立場から、心の健康づくりの推進や精神障がい者に対する偏見除去を行政と協働で行う「くらしき心ほっとサポーター」を養成し、啓発活動を推進します。	倉敷市保健所 保健課
発達障がい等への理解の促進	学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（AD／HD）、アスペルガー症候群等の発達障がいや、高次脳機能障がい、内部障がいなど、一般に認知度が低い障がいに対する理解の促進を図ります。	障がい福祉課
多様なメディアを活用した啓発・広報の充実	市や障がい者団体等が行う障がい者関連行事や、障がい者がさまざまな活躍をしている情報を報道機関に積極的に提供し、マスメディアによる啓発・広報を充実します。 また、インターネットを活用した啓発・広報についても研究・実践していきます。	障がい福祉課
障害者差別解消法への対応	障害者差別解消法の趣旨を踏まえて策定した倉敷市職員対応要領に基づく職員研修や、障がい者差別解消支援地域協議会における情報共有等を通じて、障がい者を理由とする差別の解消に向けた取組みを推進します。	障がい福祉課

(2) 権利擁護の推進

[現状と課題]

「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」や「成年後見制度利用促進法」等さまざまな法律が整備され、障がいのある人の権利を擁護する体制が整いつつあります。

障がい者対象のアンケート調査によると、社会福祉協議会が実施している福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）について「知らない」障がい者の割合が約8割、成年後見制度について「知らない」障がい者の割合が5割以上と高く、判断能力が不十分になった場合、金銭管理や様々なサービスの手続きを「成年後見制度や社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業を利用する」障がい者の割合が1割と低くなっています。

判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者等に対して、本人の意思をできる限り尊重しながら、安心・安全な暮らしができるよう、各種制度の周知と利用の促進を図ることが重要です。障がい者に対する権利擁護支援においては、長期にわたる意思決定支援や身上保護、見守りが重要であり、利用者の障がい特性を理解し、継続的に支援することが求められます。成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限生かして生活を送ることができるよう支援することが必要です。

[主な取組]

取組名	内容	担当部署
障がい者への虐待防止	障害者虐待防止法と障がい者虐待防止相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、関係機関等との連携協力体制のもと、養護者による虐待や福祉施設等での虐待、障がい者の雇用先での虐待への相談・対応などを行います。	障がい福祉課 福祉援護課
障がい者の権利擁護の充実	関係機関と連携しながら、障がい者の権利擁護や財産の管理支援を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業（権利擁護）に関する研修会や講座等への参加を奨励し、これらの制度及び事業の普及・啓発を推進するとともに、地域における権利擁護の方策などについて検討します。	福祉援護課

(3) 福祉教育の充実・交流機会の拡大

[現状と課題]

障がいに対する理解を促進するために、障がいのある方との交流や触れ合いの機会を通じて、互いの違いや特性を理解することが必要となります。幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障がいのある方の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要です。

[主な取組]

取組名	内容	担当部署
学校教育における福祉教育の充実	ノーマライゼーションの実現のために、幼いころから人権や社会福祉への関心をもち、自ら考え、行動する力を養うために、幼児教育、学校教育の中で一貫した福祉教育を推進します。 また、倉敷支援学校や県立特別支援学校との交流及び共同学習を推進するとともに、社会福祉施設等でのボランティア体験学習を今後も継続的に実施していきます。	教育委員会 指導課特別支援 教育推進室
生涯教育における福祉教育の推進	障がい者福祉に対する市民の関心をいっそう高めるため、福祉分野の講座の充実を図るとともに、市民にとって魅力のある、学習意欲を高めることのできるような講座づくりに取組みます。	障がい福祉課
ボランティアに関する広報活動の充実	市の広報紙や「倉敷ボランティアセンター」のホームページを利用して、継続的に市民のボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、ボランティア活動に参加したい人がスムーズに参加できるよう、問い合わせ先等の周知を図ります。	障がい福祉課
ボランティア養成講座の充実	倉敷ボランティアセンターのボランティア養成事業として実施されている各種養成講座（手話・点訳・要約筆記等）をさらに充実させ、ボランティア登録者数の増大を図ります。	障がい福祉課
交流の場の充実	市が主催する行事にだれもが参加できるように配慮するとともに、障がいの有無や種別、程度に関わりなく、ともに集い、理解を深めることができる各種のイベント開催を引き続き推進します。	障がい福祉課

5 生活支援

平成 18 年施行の障害者自立支援法により、自己選択・自己決定と利用者本位のサービスを理念とした障がい福祉サービスの提供が始まり、平成 25 年には障害者総合支援法が施行され、障がいのある人の範囲に発達障がい者や難病患者が加わる等の改正が行われ、年々サービス利用量が増加しています。

障がい者等が可能な限り、地域で希望する生活を選択できる体制の整備と充実をはかるため、相談支援体制の充実や倉敷地域自立支援協議会を中心とした関係機関の連携の強化を図るとともに、地域生活支援拠点等の整備や基幹相談支援センターの充実を図り、障がいの種類にかかわらず身近な地域で暮らし続けることができる体制を構築します。

(1) 総合的な生活支援体制の構築

[現状と課題]

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の整備が求められています。

倉敷地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携を図りながら、身近な窓口の充実と専門的な支援へとつなげることができる体制づくりを推進していくことが必要です。

障がい者対象のアンケート調査によると、悩みや困ったことを相談する相手がいる割合は7割と最も高くなっている一方で、「いない」「相談したいができない」の割合が1割程度となっています。相談できない理由について「どこ（誰）に相談していいかわからない」「相談しても満足のいく回答が得られない」「プライバシー保護に不安がある」などの意見があります。

障がいのある人のニーズは多様化しており、相談支援については一人ひとりに適切に対応できる柔軟性と専門性が求められます。身近な相談窓口から専門的な相談窓口まで、窓口機能の役割分担の明確化、各機関が連携した支援体制の整備が必要です。

[主な取組]

取組名	内容	担当部署
相談支援体制の充実	<p>障がい福祉サービス等の円滑な運用及びサービスの質の向上を図るため、相談者の年齢や障がいの種類・程度など、一人一人の状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、窓口担当者の資質の向上を図り、利用者にとって身近で相談しやすい窓口としていくとともに、外出が困難な障がい者に対応するため、電話やFAX、電子メールによる相談のみならず、訪問相談による支援を充実します。</p> <p>さらに市内の各種相談機関との連携を図るとともに、広報紙等でのPRを充実することにより、利用を促進します。</p>	障がい福祉課
障がい者ケアマネジメント体制の拡充	<p>単に障がい福祉サービスの提供という側面にとどまらず、障がい者のライフサイクルを見据え、一人一人のニーズに応じたサービス等利用計画を作成し、福祉・保健・医療・教育・就労が一体となった生活支援が実現できるよう、障がい者のケアマネジメントを行うことができる相談支援体制の拡充を行います。</p> <p>また、基幹相談支援センターと連携して、そのために必要となる相談支援専門員の技術向上と養成・確保に努めます。</p>	障がい福祉課
地域活動支援センターI型事業の充実	<p>地域の相談支援の拠点施設として、地域で生活する障がい者及びその家族等に対して、日常生活の支援、在宅福祉サービスの利用援助等を実施するとともに、地域との交流や社会参加活動を通じて、障がい者の自立及び社会参加を促進します。</p>	障がい福祉課
倉敷地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携の強化	<p>倉敷地域自立支援協議会を地域の社会資源を結ぶネットワークの核として、ケア会議、専門部会の2種類の会議を中心に、それぞれが機能的な役割を果たすことで、障がい者個々のケースから地域全体の課題まで幅広く関係機関が情報を共有し、課題解決に向けた協議をとおして、地域の関係機関の連携強化を図ります。</p>	障がい福祉課
地域生活支援拠点等の整備	<p>障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を提供できる仕組みを構築するため、基幹相談支援センターと連携して、地域における複数の機関が機能を分担して面的な支援を行う体制の整備を推進します。</p>	障がい福祉課

(2) 在宅福祉サービスの充実

[現状と課題]

障がい者が地域で安心して生活するためには、必要に応じて在宅サービスが受けられる環境づくりが重要です。

居宅介護や生活介護等の介護給付対象サービスについて、提供体制の一定の整備は図られているものの、喀痰吸引等の医療的ケアへの対応や、重度障がい者のニーズ、強度行動障がいのある方へ対応できる体制の整備が課題となっています。

地域移行も踏まえて多様化するニーズに対応するため、相談体制の強化、各種在宅サービスについて周知を図り、質・量ともに充実させていくことが必要です。

[主な取組]

取組名	内容	担当部署
介護給付体制の充実	利用者の障がいの特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、居宅介護等訪問系サービスの提供による日常生活の支援の充実を図るとともに、日中活動系サービスの提供体制の充実を図ります。また、常時介護を必要とする重度障がい者、強度行動障がいのある方や医療的なケアが必要な方など、障がい者の多様な介護ニーズに対応できる体制の充実を図ります。	障がい福祉課
短期入所(ショートステイ)・日中一時支援の提供体制の充実	地域で生活している障がい者が、家族の急病で在宅での対応が困難なときなどに、ショートステイの提供を行えるよう、短期入所サービス実施事業者の確保に努めます。 また、障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時的見守り等の支援を行う事業の必要なサービス量の確保を図ります。	障がい福祉課
就労移行支援・就労定着支援の提供体制の充実	就労移行支援及び就労定着支援事業の必要量の確保を図り、一般就労を希望する障がい者に対する能力向上と一般就労への移行及び定着に向けた支援を促進します。 また、公共職業安定所や倉敷障がい者就業・生活支援センター、サービス提供事業者、民間企業等の関係機関、団体とのネットワークの形成及び強化を図り、雇用促進に努めます。	障がい福祉課

取組名	内容	担当部署
<p>入所・入院から地域生活への移行に対応したサービスの充実</p>	<p>自立した生活を希望する方や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図ります。</p> <p>また、入所・入院から地域生活への移行を促進するため、自立生活援助、生活訓練事業等の推進に努めます。</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>就労継続支援サービスの質の向上</p>	<p>障がい者の能力や適性に応じた就労の機会の提供と、就労に必要な知識や能力の保持・向上につながる支援が行えるよう就労継続支援サービスの質の向上を図ります。</p> <p>就労継続支援A型については、サービス利用に際して、利用者の適性を判定する適切な手続を確保するとともに、生産活動に係る事業収益から、利用者の賃金を支払うことができない事業所に対する経営改善を支援し、収益性の向上を図ることで安定的な事業運営を促進します。</p> <p>就労継続支援B型については、利用者が地域で経済的に安定した生活を送ることができるよう、事業所の運営相談や、作業のマッチング等の支援を通じて、利用者に支払う工賃水準の向上に努めます。</p>	<p>障がい福祉課 指導監査課</p>
<p>サービス事業所に対する指導・監督の強化</p>	<p>各種サービス事業所との関わりの中で、福祉的理念や当該事業所に市内で担っていただきたい役割等を伝え、それぞれのサービスに本来期待されている機能が十分発揮できるよう、サービス事業所に対する指導・監督を強化していきます。</p>	<p>障がい福祉課 指導監査課</p>

(3) 障がい児支援の充実

[現状と課題]

市内主要地区ごとに児童発達支援センターが開所し、児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の構築に向けた土台はできつつあり、今後は、各関係機関との連携を強化し、地域の中核的な療育支援施設としての役割を確立していく必要があります。

また、支援を必要とする児童を地域で支える仕組みを検討する中で、家族も地域で支える必要があるため、総合療育相談センターを中心に、家族支援という視点で、各関係機関との連携強化が求められています。

[主な取組]

取組名	内容	担当部署
児童発達支援センターを核としたネットワーク機能の充実	児童発達支援センターを核として、学校・保育所・幼稚園、地域子育て支援拠点、医療機関等と療育専門家との関わりをさらに深め、発達に課題のある子どもや心理的つまずきのある子どもを取り巻くネットワークの機能を充実させていきます。	障がい福祉課
児童発達支援・放課後等デイサービスの質の向上	児童発達支援・放課後等デイサービスについては、発達支援を必要とする障がい児のニーズに的確に対応できるよう、国のガイドラインも活用して、支援の質の向上を図ります。	障がい福祉課
保育所等訪問支援サービスの充実	障がい児の集団生活の場で、施設のスタッフへの助言や、本人に対する訓練等、専門的な支援を要する場合の保育所等訪問支援サービスの提供について、集団生活への適応のために必要な量の確保を図り、集団生活の場における支援体制の充実に努めます。	障がい福祉課
個々の特性に応じた教育支援の実践	障がいのある子ども一人一人の状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、選択肢の一つとして大学等への進学等多様な進路を含めた適切な教育的支援が実現するよう個別の教育支援計画及び個別の指導計画を立て、その計画の実施、評価のできる体制を整備します。 また、教育、福祉、医療等の関係機関の連携を深め、質の高い教育を目指します。	教育委員会 指導課特別支援 教育推進室

(4) 発達障がいのある人への支援

[現状と課題]

発達障がいは、障がいの程度や現れ方がさまざまであり、幼児期・学齢期・成人期などライフステージに応じて課題も変化します。

市では、倉敷発達障がい者支援センターを中心に、相談支援、個別の支援計画の作成、支援関係者の調整等を実施しており、ライフステージに応じた、一貫性と継続性を持った支援を行うことが重要です。

[主な取組]

取組名	内容	担当部署
発達障がいに対応した相談等の充実	発達障がい者（児）については、就学後以降に発見されるケースも多くあります。については、円滑に療育相談等へ結びつけられるよう、学校、市教育委員会、倉敷市総合療育相談センター、及び倉敷発達障がい者支援センター等との情報共有などの連携を図ります。	障がい福祉課
発達障がい等への理解の促進	学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（AD／HD）、アスペルガー症候群等の発達障がいや、高次脳機能障がい、内部障がいなど、一般に認知度の低い障がいの理解の促進を図ります。	障がい福祉課
発達障がい者に対する支援体制の構築	倉敷発達障がい者支援センターを中心に、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、発達障がい者（児）のライフステージに応じた支援体制の確立を推進します。	障がい福祉課

6 保健・医療

障がいを軽減し、障がい者の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応が行えることが重要となります。障がいの要因となる疾病等を予防するため、医療機関等と連携し、疾病や障がい等の早期発見及び治療、早期療育に努めます。また、医師会、歯科医師会等の関係機関と連携を図り、障がい者が医療やリハビリテーションを受けやすい環境づくりを進めます。

また、健康の保持・増進のため、健康診査や生活習慣病の予防・早期発見のため、健康教室や保健指導を実施するとともに、各ライフステージに応じた心と身体の健康づくり活動を支援します。

(1) 保健・医療・リハビリテーションの充実（医療ケア児への支援）

[現状と課題]

障がいや発達に遅れのある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。

乳幼児期における健康診査等において、疾病・障がいや育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。今後、障がい者の高齢化・重度化がさらに進むことが予測されるため、地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・福祉等の関係機関の連携強化が必要となります。

[主な取組]

取組名	内容	担当部署
障がい者の保健に関する情報提供と健康診査の受診勧奨	障がい者の健康づくりや保健に関する情報提供の充実を図るとともに、倉敷市連合医師会・市内5箇所の歯科医師会と連携し障がい者にも受診しやすいけんしん体制の整備に努め、障がい者の受診を勧めます。	倉敷市保健所 健康づくり課
医療支援を受けやすい環境づくりの推進	医師会や市内の医療機関及び県等との連携により、症状や状況に応じた治療、障がいの実態にあったリハビリテーション等を受けやすい環境づくりを推進します。	倉敷市保健所 保健課
障がい者歯科診療事業の継続実施	障がい者の歯科診療体制の確保を図るため、引き続き歯科医師会の協力を得ながら障がい者歯科診療事業を実施していきます。	障がい福祉課
難病患者のサポート体制の充実	難病患者が安心して療養生活を送れるように、保健師・看護師による家庭訪問を行うとともに、訪問看護師・ケアマネジャー・ヘルパーといった保健・医療・福祉の関係者に対して研修を実施し、サポート体制の充実を図ります。	倉敷市保健所 保健課
医療ケアが必要な児童への支援体制の充実	医療的ケアが必要な障がい児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、医療・福祉等の関係分野が協働する支援体制の構築を図ります。	障がい福祉課

(2) 精神保健対策の充実

[現状と課題]

現代社会ではライフスタイルの多様化により、家庭、学校、職場などでのストレスが増大し、心の問題を抱えている人が増えています。

本市では、倉敷地域自立支援協議会精神部会を定期的を開催し、倉敷地域の精神保健福祉の課題の共有と具体的方策の検討を行っています。新たに関係機関の協働で病院交流会・ケース検討会が定期開催されるようになり、退院促進と連携強化に繋がっていますが、依然として支援者・グループホーム等の社会資源不足の課題があります。

精神疾患は誰もが発症する可能性のある病気であること、また適切な治療により症状の安定や治癒が可能であることを啓発するとともに、相談体制の充実など、心のケアに関する施策の実施も必要となります。

[主な取組]

取組名	内容	担当部署
啓発・広報による制度の利用促進	自立支援医療（精神通院医療）制度や精神障がい者保健福祉手帳制度等について、啓発・広報により継続的に利用の促進を図ります。	倉敷市保健所 保健課
精神保健知識の普及・啓発と心の健康づくりの推進	精神的なストレスをため込むことなく解消できるよう、家庭や学校、地域や職場において、心の健康づくりを支援するとともに、健康教育の一環として心の健康づくり講座などを開催することにより、精神保健の知識及び精神障がい者への正しい理解について普及・啓発を行います。 また、若年層の社会的なひきこもりに対する相談・支援についても、関係機関等との連携を深め対応を進めます。	倉敷市保健所 保健課
精神障がい者の在宅生活支援のための地域ケアネットワークの充実	保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携し、精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう、地域ケアネットワークの充実強化を図ります。	倉敷市保健所 保健課
精神保健の緊急対応体制の整備	県保健所や警察署等、緊急対応関係機関との連絡会議を開催し、連携の強化を図り、緊急対応の体制づくりを推進します。	倉敷市保健所 保健課
思春期保健の充実	思春期は人格形成上重要な時期であり、ひきこもり、不登校などさまざまな精神保健課題が表面化するという事実を踏まえ、市民に対して相談窓口を幅広く周知することや教育委員会や児童相談所等の関係機関と連携し、支援を行います。	倉敷市保健所 保健課
精神障がい者に対する理解の促進	市民と精神障がい者とのふれあい交流の場を広げ、精神障がい者に対する地域の理解と協力の促進を図ります。 また、市民として精神障がい者に対する良き理解者としての立場から、心の健康づくりの推進や精神障がい者に対する偏見除去を行政と協働で行う「くらしき心ほっとサポーター」を養成し、啓発活動を推進します。	倉敷市保健所 保健課

(3) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

[現状と課題]

疾病が原因で障がい者になることもあり、健康診査などの充実により、生活習慣の改善が必要となります。

[主な取組]

取組名	内容	担当部署
乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進	<p>妊婦一般健康診査，先天性代謝異常検査，新生児聴覚検査，乳児一般健康診査，1歳6か月児健康診査，3歳児健康診査，こころの発達相談等による疾病や障がいの早期発見，早期治療，早期療育を推進します。</p> <p>倉敷市総合療育相談センター，倉敷発達障がい者支援センターや障がい児の専門機関等との連携のもと，適切な療育・治療へ結び付けられるよう支援を行います。</p> <p>子育て世代包括支援センター「妊婦・子育て相談ステーションすくすく」を中心に，妊娠期からの切れ目のない相談支援体制の強化を図ります。</p>	倉敷市保健所 健康づくり課
生活習慣病の予防と早期発見・早期治療の促進	<p>「健康くらしき 21・II」の推進により，市民と協働した健康づくり運動を展開し，健康増進を図ります。また，脳血管疾患や心臓疾患等の危険性が高まるメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防や合併症により障がいを招きやすい糖尿病対策を進めるため，特定健康診査・特定保健指導・長寿健診などの健康診査とがん検診，健康教育，健康相談，訪問指導等を総合的に実施していきます。</p>	倉敷市保健所 健康づくり課
精神疾患等の予防と早期発見・早期治療の促進	<p>医療機関と連携しつつ，保健所での心の健康相談や訪問相談により，疾病や障がいの早期発見・早期治療及び日常生活の支援を行います。</p> <p>また，心の健康増進やストレス対策として，心の健康づくり講座や健康教育を行い，精神疾患等の予防に取組みます。</p>	倉敷市保健所 保健課

7 雇用・就業，経済的自立の支援等

障がいのある人が就労することについては、経済的自立や生きがいつくりとともに、一人ひとりがもつ能力を発揮することが社会を構成する一員として地域に貢献することにつながります。

公共職業安定所や倉敷就業・生活支援センター等と連携することにより、障がいの種類や程度、各人の能力・特性に応じた就業機会の拡大に努めます。

また、障がい者雇用率制度の民間企業等への普及啓発を推進するとともに、関連機関と連携し、各種助成金の活用、就業訓練、職業相談、職業紹介等を積極的に推進し、より一層の就労支援を行っていきます。

(1) 障がい者雇用の促進

[現状と課題]

平成 30 年 4 月から、障がい者法定雇用率が引き上げられました。また、平成 28 年 4 月の障害者雇用促進法の改正により、平成 30 年 4 月から精神障がい者が法定雇用率の算定をする際の計算に含まれることとなり、精神障がい者をはじめ、障がいのある人に対する民間企業の受け入れが進むことが予測されます。

障がい者対象のアンケート調査によると、現在、収入を伴う仕事をしている 18 歳以上 65 歳未満の障がい者の割合が 5 割となっています。また、未就労者のうち“仕事をしたい”障がい者が 3 割以上となっています。

障がい者が就労することは、経済的自立や生きがいつくり、一人ひとりがもつ能力を発揮し、地域に貢献することにつながります。

障がい者の雇用促進の充実に向け、障がいや障がい者への理解や就労環境の改善促進に取り組んでいく必要があります。

[主な取組]

取組名	内容	担当部署
障がい者雇用の促進	法定雇用率未達成企業に対しては、障がい者雇用の促進について、制度等の周知に加え、障がい者雇用に関する企業向けセミナーの実施等により、なお一層の理解、協力を求め、法定雇用率達成を図ります。	労働政策課
事業主等への啓発・広報	企業に対する障がい者雇用の分かりやすい説明を積極的に行い、障がい者雇用への理解と協力を求めていきます。 また、職場でのコミュニケーション等に不安のある精神障がい者、発達障がい者の雇用促進のために、民間企業等に対して障がいの正しい理解を促進するための啓発・広報を行います。	障がい福祉課
障がい者就業・生活支援センター事業との連携強化	倉敷障がい者就業・生活支援センターを中心に、障がい者の就労に関する相談、岡山障害者職業センターとの連携による職業評価、ハローワークとの連携による職場開拓、実際の職場での実習等、多面的な就労支援を行うとともに、市内の就労支援担当者の情報交換会（倉敷地域自立支援協議会就労部会）を定期的で開催し、各関係機関・施設等の支援者ネットワークの強化を図ります。	障がい福祉課
自動車免許取得の啓発による就業機会の拡大	自動車免許の取得が就業機会の拡大につながることから、引き続き制度の周知を図り、運転免許取得費助成制度の利用を促進します。	障がい福祉課

(2) 障がい者のための総合的な就労支援

[現状と課題]

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう取り組むことが必要です。

障がい者対象のアンケート調査によると、障がいのある人が一般の職場で働き続けるためには、どのような支援が必要だと思うかについて「障がいの特性や能力などに応じた仕事の割当て、職場探し」の割合が5割と最も高く、次いで「障がいへの理解を得るための経営者や職場の同僚への働きかけ」「仕事になれるまでの指導を行ったり、相談にのる支援者」となっています。

今後も、一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障がいへの理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。また、就労支援体制の強化に向けて、倉敷障がい者就業・生活支援センターを中心とした関係機関との連携を図り、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を行う必要があります。

[主な取組]

取組名	内容	担当部署
職業訓練に関する情報提供	県立高等技術専門学校や国立吉備高原職業リハビリテーションセンター等における職業訓練や就労移行支援、就労継続支援A・B型の障がい福祉サービス等、障がい者のための職業訓練に関する情報提供に努めます。	障がい福祉課
労働環境の整備促進	短時間勤務、フレックス制度など障がい者が自らの状況に応じた多様な形態での勤務ができるよう、企業向けセミナーの実施等により企業・雇用主への理解を求め、就労環境の整備を図ります。	労働政策課
職場における障がい者理解の啓発	障がい者が就労先で偏見や差別的対応を受けることなく、安心して働くことができるよう、倉敷地域自立支援協議会等を通じて企業に対する障がい者理解の啓発を行います。	障がい福祉課
障がい者就業・生活支援センターにおける就労支援の充実	障がい者の就職に向けて就業と生活に関する幅広い支援を行うとともに、就職後の悩み相談に対し、関係機関との連携のもと、障がい者の就労定着を支援します。	障がい福祉課
ジョブコーチ制度の積極的活用による職場定着率の向上	ジョブコーチ制度の普及・啓発を行い、積極的な活用による障がい者の職場定着を促進します。	障がい福祉課

(3) 福祉的就労対策の充実

[現状と課題]

福祉的就労の場は、日中活動の場、社会参加の場、一般就労につなげていくための訓練の場として貴重な場であり、就労を希望する障がい者からの要望も高くなっています。

障害者優先調達推進法による作業所等への発注額は増加傾向となっています。一方で、法や制度自体を認知していない状況も見受けられるため、法や制度を周知していく必要があります。

今後、広報活動や関係機関への働きかけなどを通じ、引き続き法や制度を周知していく取り組みが必要です。また、福祉的就労における工賃向上のため、就労施設における事業改革や受注拡大への取組等が必要となっています。

[主な取組]

取組名	内容	担当部署
作業所への支援	障害者優先調達推進法に基づき、庁内各部署及び関係各所において、障がい者就労施設等への物品等の発注拡大に取り組めます。 また、福祉的就労を行っている事業所・作業所の授産活動内容を見直し、充実させ、活性化を図るための指導員を市で雇用し、作業所の運営相談、利用者の工賃アップ、さらには企業への就労・定着支援を進めていきます。	障がい福祉課

(4) 経済的自立の支援

[現状と課題]

障がい者対象のアンケート調査によると、世帯の主な収入について「障がい者年金」、「その他の年金」、「生活保護費」の割合が合わせて5割以上を占めています。また、経済的な生活状況について「苦しい生活をしている」の割合が5割と経済的自立支援が必要とされています。

障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、経済的に安定していることが重要であり、年金や手当の適正な支給や税の減免等、諸制度の周知を推進していく必要があります。

[主な取組]

取組名	内容	担当部署
年金・手当制度の周知	障がい者の収入保障のため、障がい基礎年金等の公的年金制度や特別障がい者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知を図るとともに、各種制度の適切な運用を進めます。	障がい福祉課
税の減免・控除、各種割引制度の周知	障がい者の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免・控除やJ・R等の運賃、料金の割引制度について周知を図ります。	障がい福祉課
福祉タクシーチケット等の助成	国・県の経済的自立支援制度の補完的施策として、福祉タクシーチケットの助成等、外出や移動に要する費用の一部助成を行います。	障がい福祉課
公共施設利用料等の割引制度の活用の促進	美術館、博物館等の公共施設の利用料、入場料やNHK放送受信料等の減免制度の周知及び活用の促進を図ります。	障がい福祉課
医療費公費負担制度の周知	自立支援医療等の各種制度の周知を図り、適切な運用を進めます。	障がい福祉課 医療給付課

8 教育，文化芸術活動・スポーツ等

障がいの有無にかかわらず，子どもたちが同一の場で遊びや生活をできるような教育は，特別な支援が必要な子どもに対する理解促進や子どもたちの心身の発達促進のために重要です。特別な支援が必要な子どもの発達・成長にあった教育を進めるため，教育上の諸問題についての相談・指導を適切に行う就学相談・教育相談の一層の充実を図ります。

また，特別な支援が必要な子どもの療育・教育にあたっては，関係する医療，保健，福祉，教育等の専門機関との連携を強化し，切れ目のない支援を行える環境を整えます。

また，スポーツ・レクリエーションや文化活動は，障がいのある人の生活をより豊かにし，生きがいにつながるとともに，地域におけるさまざまな交流機会ともなることから，能力・個性・意欲に応じて積極的に参加できる環境づくりが重要です。

障がい者が日常生活の中で気軽にいろいろなスポーツや文化・レクリエーション活動に親しみ，地域の人々とのふれあいの場となるよう内容・機会の充実を図ります。

(1) 療育・教育相談，就学指導体制の充実

[現状と課題]

障がいのある子どもが，地域で暮らしながら専門的な療育を受けられる体制や，障がいの特性に応じた療育を実施するため，指導方法等の工夫や改善を図っていくことが求められます。

障がい者対象のアンケート調査によると，療育や教育に関する相談について「具体的な対応のしかたをわかりやすく教えてほしい」の割合が6割と最も高く，次いで「困ったときにすぐに相談できるような体制を整えてほしい」「専門的な相談機関を充実してほしい」となっています。

今後も，一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保育・教育が可能となる体制の強化を図るとともに，関係機関の連携と情報共有を推進し，一貫した相談と家族等への支援の充実を図ります。

[主な取組]

取組名	内容	担当部署
療育体制の整備・充実	<p>障がいを早期に発見し、必要な時期に適切な支援を受けられるよう、医療、教育、行政等の障がいのある子どもにかかわる各機関が情報の共有化や連携を図ります。</p> <p>療育は子どもの発達期に行われます。「要観察児教室」では、発達障がいの有無に関わらず、育てにくさや対応しづらさを感じている保護者に対し、必要な情報提供をしていきます。</p>	障がい福祉課 倉敷市保健所 健康づくり課
教育支援体制の充実	<p>障がいのある子ども一人一人の実態に合った就学となるよう、多様な教育相談に対応できる体制を整え、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な教育支援を行います。</p>	教育委員会 指導課特別支援 教育推進室
療育・教育支援に関する広報の充実	<p>障がいのある子どもを抱える保護者の精神的な不安を解消するため、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、障がいのある子どもにかかわる療育や教育支援等に関する情報や保護者勉強会、各種イベント情報を、市ホームページ等様々な媒体を通じて発信し周知を図ります。</p>	障がい福祉課
発達障がいに対応した相談等の充実	<p>発達障がい者（児）については、就学後以降に発見されるケースも多くあります。ついては、円滑に療育相談等へと結びつけられるよう、学校、市教育委員会、倉敷市総合療育相談センター、及び倉敷発達障がい者支援センター等との情報共有等の連携を図ります。</p>	障がい福祉課

(2) 障がいのある子どもに対する教育・保育の充実

[現状と課題]

近年、特別支援教育の対象となる子どもたちが増加する中で、「インクルーシブ教育システム」の構築、発達障害者支援法の改正（平成28年8月1日施行）、児童福祉法の改正（平成28年6月3日施行）等が行われました。

障がい者対象のアンケート調査によると、学校等の教育現場では、障がい理解が充分と考えている割合は2割にとどまっています。また、障がいや発達に課題のある人への理解促進を図っていくためには、学校等の教育現場において、「教員の意識や実践力」の割合が7割と最も高く、次いで「学校等での障がい理解教育」「児童生徒同士の障がい理解」となっています。

インクルーシブ教育システムの構築に向けては、自立と社会参加を見据えた障がいのある人となない人が可能な限り共に学ぶことを追求しています。障がいの状況や教育的ニーズに応じた適切な指導を提供できるようにするため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という多様な学びの場のそれぞれの充実を図っていく必要があります。

子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、就学前から卒業後にわたる切れ目ない教育指導や、進路選択における相談支援を行える体制を整えることが重要です。

[主な取組]

取組名	内容	担当部署
障がいのある子どもの保育等の充実	障がいのある子どもが、地域の保育所、幼稚園又は認定こども園で保育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育所、幼稚園又は認定こども園での受け入れを行います。また、障がいのある子どもの心身の状況を正確に把握し、発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。	保育・幼稚園課
教職員の資質の向上と支援体制の充実	特別支援教育の充実のため、教育センターと連携を図りながら、特別支援学級や通級指導教室の担当者の研修等をいっそう充実させ、学習障がい（LD）、注意欠如（陥）／多動性障がい（AD／HD）、高機能自閉症など、障がい種別の多様化や質的な複雑化に対応できる体制を充実させるとともに、医療的ケアの必要な子どもに対して、ニーズに応じて可能な体制の整備を図ります。全教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促進し、教職員の資質向上を目指します。 また、特別支援教育専門家派遣事業、学校・園生活支援員配置事業等、支援体制の充実に努めます。	教育委員会 指導課特別支援 教育推進室
「個別の教育支援計画」の策定と活用、「個別の指導計画」の作成	障がいのある子ども一人一人の状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、適切な教育的支援が実現するよう「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を立て、その計画の実施、評価のできる体制を整備します。また、療育機関との「情報共有シート」等を引継ぎ、活用を推進していきます。	教育委員会 指導課特別支援 教育推進室
進路指導の充実	卒業後、社会的自立を目的に、中学校では職場体験を行います。職場体験については、十分な活動が行えるよう事業所の確保と体験活動実施期間の充実を図ります。 また、企業経営者、施設関係者等の外部講師を確保し、講演会の開催を検討します。	教育委員会 指導課特別支援 教育推進室
就労先の確保	卒業後の進路について、障がいのある子どもが社会的に自立して生活していけるよう、ハローワーク（公共職業安定所）や倉敷障がい者就業・生活支援センター、一般企業等と十分な連携をとり、就労先の確保に引き続き取組みます。	教育委員会 指導課特別支援 教育推進室
放課後児童クラブへの受け入れ	放課後児童クラブの運営委員長や支援員等に対して障がい児対応専門研修を実施し資質向上を図るとともに、専門家を派遣し支援体制の充実を努め、引き続き可能な限り障がいのある子どもの受け入れを行います。	子育て支援課
学校施設のバリアフリー化の促進	障がいのある子どもの就学機会を拡充し、児童、生徒が安心して楽しく学校生活を送れるよう、学校等の建物や設備を、障がいのある子どもに配慮したものとなるよう改善していきます。	教育委員会 教育施設課

(3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

[現状と課題]

生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がい者の生きがいや社会参加の促進につながります。障がいのある人とない人が相互の理解を深めるとともに、障がいのある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。

今後も、多様な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。

[主な取組]

取組名	内容	担当部署
スポーツ施設、文化施設等のバリアフリー化の促進	障がい者の活動の場を拡げるため、あらゆる障がい者の利用に配慮して、各種スポーツ施設、文化施設等の改善を図ります。	スポーツ振興課 文化振興課
文化活動の支援	発表会や展示会の実施など、障がい者による文化活動を支援するとともに、発表の場を提供します。	障がい福祉課 文化振興課
各種イベント等への参加促進	市主催の各種行事・イベントや、子ども会、地域ボランティア活動、祭り等の地域行事に、障がい者の参加を促進するため、参加しやすい環境づくりや参加の呼びかけ等を行います。 また、障がい者自身が各種イベントの企画・立案に参画できる体制の構築を図ります。	障がい福祉課 スポーツ振興課 文化振興課
障がい者（児）に対するスポーツ・文化講座の充実	障がい者（児）が参加できるスポーツ・文化講座の充実を図ります。	障がい福祉課 スポーツ振興課 文化振興課
障がい者スポーツの振興	県障がい者スポーツ大会への参加や、各種団体への補助を通じて、スポーツが生活をより豊かにするという視点に立って、生活の中で楽しむことのできるスポーツと競技性の高いスポーツの両面から振興を図っていきます。 また、障がい者スポーツの指導に携わる人材を確保するため、岡山県障害者スポーツ協会との連携を図りながら、多様な障がい特性に対応できる障がい者スポーツ指導員やレクリエーション指導のできる人材の養成を進めます。	障がい福祉課 スポーツ振興課